

旬刊 資産税広報

《主なもくじ》

●資産をめぐる税務

[問答式]

- シリーズ相続と贈与に関する税務 《相続税の非課税規定》
 - ▼父が所有していた株式の配当期待権等及び未収家賃等を相続した場合の課税関係 …… 2
- シリーズ譲渡に関する税務 《交換差金》
 - ▼相互に所有する不動産の価額が不動産鑑定士の評価額において20%を超える場合 …… 3
- ◎読者からの緊急相談◎
 - ▼相続により取得した土地に換地処分が行われ精算金として1,300万円を受け取った …… 6

□判・審判事例特報

贈与を受けた債券に係る償還額のうち当該債権（元本）に対する利息部分の額は、運用益に相当するものであり、非課税所得には該当しない …… 8

●ニュース

財務相／消費増税対策で閣僚折衝／5%ポイント還元で2,798億円 …… 16

■ シリーズ相続と贈与に関する税務

《相続税の課税関係》

父が所有していた株式の配 当期待権等及び未収家賃等 を相続した場合の課税関係

◇ 質 問 ◇

父が遺した次のような財産は、相続税の課税の対象となりますか。

- ① 父が所有していた株式の配当期待権
- ② 父は不動産貸付けを行っていたが、相続開始時において受取期日が未到来の家賃
- ③ 父の死亡後に相続人が受け取った国民年金の未支給分

(東京都・Y F氏)

◆ 回 答 ◆

① 株式の配当期待権

配当期待権とは、配当金（中間配当金を含みます。以下同じ）交付の基準日の翌日から配当金交付の効力が発生する日までの間における配当金を受け取ることができる権利をいいますが、この間に相続により株式を取得した場合には、配当期待権も同様

に取得することになりますので、相続税の課税の対象となります。

この場合において、配当期待権はその配当の基となる株式とは別に、課税期間後に受けると見込まれる予想配当金額からその金額について源泉徴収されるべき所得税の額に相当する金額を控除した金額によって評価します。

② 相続開始時において受取期日が未到来の家賃

相続開始時において受取期日が未到来の家賃については、既経過分の家賃相当額を含め、その全部が相続人の所得となりますので、相続税の課税の対象とはなりません。

③ 被相続人の死亡後に相続人が受け取った国民年金の未支給分

国民年金の受給権者が死亡し、その死亡した者に支給すべき年金給付でまだその者に支給していなかったものがある場合、国民年金法に基づく未支給年金受給請求権は、死亡した者に係る遺族が自己の固有の権利として請求するものとされ、死亡した者に係る相続財産には含まれません。また、相続税法第3条第1項第6号に規定する「契約に基づかない定期金に関する権利」にも該当しません。

したがって、その権利に基づき受け取った国民年金のみ支給分は相続税の課税対象とはなりません。

なお、厚生年金保健法の老齢厚生年金についても同様です。

相互に所有する不動産の価額が不動産鑑定士の評価額において20%を超える場合

の弁護士とも全力を尽くした訴訟で、肉親間の争いゆえに和解に至った事情を証明した文書ももらっています。

決して、一方的に利益を与えるような交換取引ではありませんし、正常な交換取引と認められると思うのですが、いかがでしょうか。

(東京都・YM氏)

◇質 問◇

私の関係先であるA氏ら兄弟3名が所有する土地・建物をA氏らの兄が経営する法人に賃貸していたところ、兄側がA氏らに無断で建物を取り壊し、新たに建物を建築しようとしたため争いが生じたものものです。

そこでA氏らは、「建築工事続行禁止仮処分」を訴え認められましたが、兄側は「仮処分の異議申立て」をして争った結果、裁判長による和解勧告により、土地等の交換によって解決することになりました。

裁判長の勧告でもあり、裁判長の委託鑑定士の鑑定評価により交換しようと考えていますが、1つ気がかりなのは、鑑定士の鑑定では、交換物件に20%を超える差額が生じ、不等価交換とされて交換の特例が認められないのではないかとということです。和解に至った経緯は先にも説明しましたとおり真剣なもので、双方

◆回 答◆

1. 所得税の固定資産の交換の特例

(1) 特例の概要

個人が資産の交換を行った場合は、交換も譲渡の一種であるため、交換により譲渡する資産の含み益について譲渡所得等の金額として所得税が課税されます。

ただし、個人が①1年以上有していた固定資産を②他の者が1年以上有していた同種の固定資産と交換し、③その交換により取得した固定資産（以下、交換取得資産といいます）をその交換により譲渡した固定資産（以下、交換譲渡資産といいます）の譲渡の直前の用途と同一の用途に供する場合において、④この特例の適用を受ける旨等の一定事項を記載した確定申告書を提出したときは、交換譲渡資産の譲渡がなかったものとされます。これが「固定資産の交換の特例」（以下、交換特例といいます）です。

(注) この用途について、土地の場合は、宅地、田畑、山林、鉱泉地、池又は沼、牧場又は原野、その他に区分されています。

建物の場合は、居住用、店舗又は事務所用、工場用、倉庫用、その他用に区分されています。

(2) 交換取得資産と交換譲渡資産の時価の差額の要件

交換特例の適用を受けるためには、上記①～④のほか、⑤交換取得資産の時価と交換譲渡資産の時価の差額が、これらの時価のうち、いずれか高い方の価額の20%以内であることが必要です。差額が20%超となる交換の場合、この特例の適用はなく通常の譲渡として課税されます。

その差額がある場合は、調整のため通常その差額に等しい金銭その他の資産（以下、交換差金等といいます）の授受をしますが、交換譲渡資産を譲渡する者が、交換取得資産とともにその時価の20%以内の交換差金等を取得した場合、交換譲渡資産のうち、その20%以内の交換差金等に相当する部分について、譲渡があったものとされます。

2. 要件⑤の判定における留意点

要件⑤の判定における留意点としては、

(1) 土地及び建物と土地及び建物とを交換した場合、同種の固定資産の交換が要件であることから、土地は土地と、建物は建物とそれぞれ交換したものとします。

この場合において、交換譲渡資産と交換取得資産は全体としては等価であるが、土地と土地、建物と建物との価額がそれぞれ異なるときは、それぞれの価額の差額が上記1の(2)の差額に該当します。

例えば、交換譲渡資産が1,500万円（土地1,000万円、建物500万円）であり、交換取得資産も1,500万円（土地500万円、建物1,000万円）である場合、土地は500万円（1,000万円－500万円）の交換差額を取得し、建物は500万円（1,000万円－500万円）の交換差額を支払ったものとして、上記1の(2)の要件を満たすかどうかの判定をします。

(2) 交換により同じ種類の2以上の資産を取得した場合に、その取得した資産のうちに譲渡直前の用途と同一の用途に供さなかったものがあるときは、その用途に供さなかった資産は交換取得資産には該当せず、その資産は交換差金等になります。

例えば、事務所として使用していた時価1,000万円の建物を交換譲渡し、時価600万円の建物と時価400万円の建物とを交換取得した場合に、時価600万円の建物は事務所の用に供し、時価400万円の建物は居住の用に供したときは、その400万円の居住の用に供した建物部分は、交換譲渡資産と同一の用途に供していないため、交換差金等になります。

(3) 一の資産につき、その一部分については交換とし、他の部分については売買としているときは、当該他の部分を含めて交換があったものとし、売買代金は交換差金等に該当するものとして、上記1の(2)の要件を満たすかどうかの判定をします。

例えば、甲氏が所有するA建物及びその敷地200㎡と、乙氏が所有するB建物及びその敷地180㎡を交換する場合、A建物とB建物は等価であるものの、A建物の敷地は4,000万円、B建物の敷地は2,000万円であることから、甲氏はA建物の敷地を100

㎡ずつ分筆し、1筆については乙氏の土地と交換し、他の1筆については売買代金を2,000万円として売買契約を締結したとします。

この場合、甲氏と乙氏との間における土地の交換と売買は一つの行為と考えるべきであり、売買とした部分は実質的に交換差金等に相当するものと認められます。そうすると、交換とした部分の土地について上記1の(2)の要件を満たさない(4,000万円-2,000万円=2,000万円>4,000万円×20%)こととなり、交換特例の適用を受けることができません。

なお、「一の資産」とは、交換特例が土地(所法58条1項1号)、建物(同第2号)等の資産の種類ごとの区分ごとに適用されることから、同項各号に掲げる資産の種類ごとの区分(すなわち、同一の資産の種類ごと)の資産をいうものと解されます。

例えば、甲氏所有のA土地と乙氏所有のB土地との交換契約を締結し、A土地上の甲氏所有のC建物については乙氏に売買する旨の売買契約を締結した場合には、C建物は土地Aとは別の種類の資産なので、交換特例の適用上、C建物の売買代金についてA土地とB土地との交換契約に係る交換差金等とされることはありません。

ご質問の場合は、裁判上の和解により、土地を交換することとなったが、相互に所有する不動産の価額が、不動産鑑定士の評価額において相違するため、等価交換と認められないことになるのではないかという点に関してのおたずねですが、その和解に至った経緯が、過去の相続財産の分割(遺産分割)の不均衡を是正する目的で財産を交換するものであるとか、一方から他方に利益を与えることを目

的として交換するものであるとかいうものであれば、やはり、これは不等価交換として、その交換譲渡資産の客観的な時価と交換取得資産の客観的な時価との差額が、これらの資産のいずれか高い方の評価額の20%を超えるときは、所得税法第58条の固定資産の交換の特例の適用がないということになります。

しかし、その交換をすることとなった事情が、場所的な不便を是正するとか、それぞれの職業や家族構成等の事情を考慮して、お互いの土地の利用の増進のみを目的として行われたものであり、かつ、その和解に至った経緯からみて、それが、一方から他方に利益を与えることを目的としてなされたものでないことが明らかであるならば、その交換は正常な取引であり等価交換として税務上も容認されるものと考えます。

いずれにしても具体的な事柄については、和解調書その他その争いの経緯等を個別具体的に検討した上でなければ、確定的なことをいうことはできませんが、これについては、これらの事情を明らかにする書類を提示して、所轄税務署の資産課税部門においてよくご相談ください。

参照条文等=所法58、

所基通58-4~5、58-9



◎読者からの緊急相談◎

相続により取得した土地に 換地処分が行われ清算金と して1,300万円を受け取った

◇ 質 問 ◇

父が平成27年11月18日にガンで死亡しましたので、相続人である私は、平成28年5月18日までに相続税の申告書をM税務署に提出しました。

相続した財産の明細は以下のとおりですが、私は、この相続について相続税の納付を済ませております。

なお、ロとハの土地については、平成30年の2月に換地処分が行われ、この換地処分に伴い清算金として1,300万円を取得しています。

イ 現金預金	1,300万円
ロ 居住用の土地及び家屋	3,750万円
ハ 事業用の土地及び家屋	4,800万円
ニ その他の財産	4,350万円

ところで、上記ロの居住用の土地及び家屋とハの事業用の土地及び家屋を、都合により平成31年(2019年)4月までに譲渡したいと考えています。

このような場合、以下の質問にお答えください。

- 1 私は、平成30年分の所得税の確定申告に当たり、換地処分に伴い取得した清算金1,300万円について、譲渡所得の計算上、収用等の場合の5,000万円控除の特例の適用を受けられますか。
- 2 平成31年(2019年)4月までに売却を予定している居住用の土地と家屋及び事業用の土地と家屋の譲渡所得については、次の特例の適用を受けることはできるでしょうか。

- ① 相続財産を譲渡した場合の相続税額の取得費への加算の特例
- ② 居住用財産を譲渡した場合の3,000万円控除の特例

(東京都・NH氏)

◆ 回 答 ◆

ご質問の順序に従ってお答えいたしますと、次のとおりになるものと考えます。

ご質問1の収用等の場合の5,000万円控除の特例について

土地区画整理法による土地区画整理事業や都市開発法による第一種市街地再開発事業等が行われ、換地処分や権利変換によって、新たに土地、施設建築物の一部を取得する権利又はその敷地の共有持分を取得した場合には、その換地処分や権利変換などによって譲渡し

た従前の土地、建物等については、譲渡がなかったものとみなされて、譲渡所得の課税は行われません。

しかし、換地処分により土地等とともに清算金を受け取った場合や、権利変換により、施設建築物を取得する権利、土地の共有部分とともに補償金を受け取った場合は、その清算金等に対応する土地、建物等の譲渡があったものとして、収用等の場合の課税の特例が適用されることになります。すなわち、その清算金又は補償金部分については、代替資産を取得した場合の特例か、5,000万円の特別控除の特例のいずれかを納税者の選択によって適用できることになります。

ご質問2の①の相続財産を譲渡した場合の相続税額の取得費への加算の特例について

相続の開始があった日の翌日から、相続税の申告書の提出期限の翌日以後3年を経過する日までの間に、相続財産を譲渡した場合には、その譲渡所得の計算上、譲渡者の土地等に対応する相続税額が、取得費に加算されます。

取得費に加算する相続税額は、相続又は遺贈の開始した日により、次の算式で計算した金額となります。ただし、その金額がこの特例を適用しないで計算した譲渡益（土地、建物、株式などを売った金額から取得費、譲渡費用を差し引いて計算します）の金額を超える場合は、その譲渡益相当額となります。

平成27年1月1日以後の相続又は遺贈により取得した財産を譲渡した場合の算式は、次のとおりとなります。なお、譲渡した財産ごとに計算します。

取得費に加算する相続税額 =

$$A \times \frac{B}{C + D}$$

A：その者の相続税額

B：その者の相続税の課税価格の計算の基礎とされたとされたその譲渡した財産の価額

C：その者の相続税の課税価格

D：その者の債務控除額

この特例は、本来、相続財産そのものを譲渡した場合に適用されるものですが、相続財産について換地処分が行われたときは、その換地処分によって取得した換地についても、適用があるものとして取り扱われます。

したがって、ご質問の場合には、平成31年(2019年)4月中に譲渡するとのことですから、この特例の適用が受けられるものと考えます。

ご質問2の②の居住用財産を譲渡した場合の3,000万円控除の特例について

居住用財産を譲渡した場合の3,000万円控除の特例は、原則として自分が住んでいる家屋やその家屋と共にその敷地を譲渡した場合に適用されます。なお、土地のみの譲渡でも家屋が災害により滅失した場合やその敷地を有利に売却するために家屋を取り壊した場合にも、所定の要件を満たす場合には同じく特例が適用されることとされています。

したがってご質問の場合、居住用の家屋に、あなたが現に居住している場合には、この特例の適用が受けられるものと考えます。

参照条文等＝措法33、33の4、措令22、

措規14、15、措通33の4-6、

所法33、38、措法39、

措令25の16、措規18の18、

措法35、措令20の3、23、

措規18の2、措通31の3、35-2、

35-6、震災特例法11の6

判・審判事例特報

贈与を受けた債券に係る償還額のうち
当該債券（元本）に対する利息部分の
額は、運用益に相当するものであり、
非課税所得には該当しない

棄却

〔国税不服審判所＝平成24年12月3日
・裁決〕

問題 《事実》

相続、遺贈又は贈与により取得するものに該当し、非課税所得であるか否か

(1) 事案の概要

審査請求人（以下、請求人という）が、請求人の父から贈与を受けた外国法人が発行する債券に係る第1回目の償還額のうち、当該債券に係る償還予定表において利息相当額とされる部分を雑所得として所得税の確定申告を行い、併せて、当該債券に係る贈与税及び所得税の課税関係は、年金受給権に関する相続税と所得税の二重課税についての最高裁判所判決（平成22年7月6日第三小法廷判決・

民集64巻5号1277頁。以下、本件最高裁判決という）の射程に含まれるものであり、同判決の内容に沿った課税処理がなされるべきであるから、当該利息相当額は、その一部が所得税法（平成22年法律第6号による改正前のもの。以下同じ）第9条《非課税所得》第1項第15号に規定する非課税所得に該当するとして更正の請求をしたのに対し、原処分庁が、更正をすべき理由がない旨の通知処分をしたことから、請求人がその全部の取消しを求めた。

(2) 関係法令等の要旨

イ 所得税法第9条第1項は、同項各号に掲げる所得については所得税を課さない旨規定し、その第15号において、相続、遺贈又は個人からの贈与により取得するもの（相続税法の規定により相続、遺贈又は個人からの贈与により取得したものとみなされるものを含む）を掲げている。

ロ 所得税法第23条《利子所得》第1項は、利子所得とは、公社債及び預貯金の利子並

びに合同運用信託、公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託の収益の分配に係る所得をいう旨規定している。

ハ 相続税法（平成22年法律第6号による改正前のもの。以下同じ）第22条《評価の原則》は、同法第3章《財産の評価》で特別の定めのあるものを除くほか、相続、遺贈又は贈与により取得した財産の価額は、当該財産の取得の時の時価による旨規定している。

ニ 相続税法第24条《定期金に関する権利の評価》第1項第1号は、定期金給付契約で当該契約に関する権利を取得した時において定期金給付事由が発生しているものに関する権利の価額につき、有期定期金については、その残存期間に応じ、その残存期間に受けるべき給付金額の総額に、次の割合を乗じて計算した金額である旨規定している。

残存期間が5年以下のもの 100分の70

残存期間が5年を超え10年以下のもの 100分の60

残存期間が10年を超え15年以下のもの 100分の50

残存期間が15年を超え25年以下のもの 100分の40

残存期間が25年を超え35年以下のもの 100分の30

残存期間が35年を超えるもの 100分の20

ホ 相続税法基本通達24-1《「定期金給付契約に関する権利」の意義》は、相続税法第24条に規定する「定期金給付契約に関する権利」とは、契約によりある期間定期的に金銭その他の給付を受けることを目的とする債権をいい、毎期に受ける支分債権ではなく、基本債権をいうのであるから留意する旨定めている。

ヘ 財産評価基本通達（以下、評価通達という）197-4《元利均等償還が行われる公社債の評価》は、元利均等償還が行われる公社債の価額は、相続税法第24条第1項第1号の規定を準用して計算した金額によって評価する旨定めている。

(3) 基礎事実

以下の事実は、請求人と原処分庁との間に争いがなく、審判所の調査の結果によってもその事実が認められる。

イ 請求人の父Eは、平成13年12月12日付で、F社との間で、父Eを委託者兼受益者、F社を受託者とする信託契約を締結し、同契約によってG Trust（以下、本件G信託という）を設定した。その後、本件G信託の受託者は、F社から、H社を経て、平成19年にJ社に変更となった。

ロ 請求人は、平成19年8月9日付で、同年6月にg諸島h島に設立されたK社との間で、請求人を委託者兼受益者、K社を受託者とする信託契約を締結し、同契約によってL（以下、本件信託という）を設定した。

ハ 平成20年12月16日、父Eは、J社に対し、本件G信託の信託財産を原資として、M社の発行する平成57年を満期とする2件のEuro Notes（債券）を購入し、請求人及び請求人の子3名にそれぞれ贈与するよう指示をした。

ニ 平成20年12月23日、M社は同年7月4日付で同社が作成したEuro Note Programmeに基づき、上記ハの2件のEuro Notes（債券）のうち父Eから請求人に贈与される債券（以下、本件債券という）の条件等の詳細を定めたFinal Terms（以下、本件最終合意書という）を作成した。本件最終合意書による本件債券の条件等は、要旨次のとおりである。

- (イ) 発行者 M社（取扱窓口は i 支店）
 - (ロ) 通貨単位：日本円
 - (ハ) 額面金額：100,000円
 - (ニ) 発行債券数：〇〇〇〇枚
 - (ホ) 額面金額合計：〇〇〇〇円
 - (ヘ) 発行日：平成20年12月23日
 - (ト) 満期日：平成57年12月23日
 - (フ) 償還日：平成21年6月23日以降、満期日までの毎年6月23日と12月23日
 - (リ) 償還額：償還予定表に従い、債券1単位につき、元利合計2,302円が各償還日に支払われる（以下、当該償還予定表を本件償還予定表という）。
- ホ 平成20年12月23日、M社は本件最終合意書に基づき、額面金額合計〇〇〇〇円分の本件債券を発行し、同月24日、当該債券はN社に開設された、同年7月にg諸島h島に本件信託の資金により設立されたP社名義の保管口座（以下、P社保管口座という）に預託された。なお、平成20年12月23日、M社は請求人と同じく、父Eから請求人の子3名に対して贈与される債券（額面金額合計〇〇〇〇円）を発行し、同月24日、当該債券は同じくN社に開設された別の保管口座に預託された。
- ヘ 平成20年12月24日、J社は、上記ホの本件債券及び請求人の子3名に贈与される債券の購入代金として、本件G信託の資金から合計〇〇〇〇円をユーロクリアを通じてM社に支払った。
- ト 請求人は、平成21年3月16日、D税務署長に対し、平成20年12月24日に父Eから本件債券の贈与を受けたとして、取得した財産の種類を「Annuity Bonds 年金債権」、細目を「元利均等償還が行われる公社債」、利用区分・銘柄を「定期金に関する権利」、財産の価額を〇〇〇〇円等と記載した平成20年分の贈与税の申告書を提出した。

なお、請求人は、当該贈与税の申告に際し、上記財産の価額（本件債券の評価額）を評価通達197-4の定めに基づき、相続税法第24条第1項第1号の規定を準用して、本件債券に係る償還予定額の総額〇〇〇〇円（2,302円×〇〇〇〇枚×74回）に100分の20を乗じて計算した。

- チ 平成21年6月24日、本件償還予定表に基づき、M社 i 支店から、本件債券に係る第1回目の償還額として、元本の償還額とされている金員〇〇〇〇円及び利息とされている金員〇〇〇〇円（以下、当該利息とされている金員を本件金員という）がそれぞれP社保管口座に送金された。
- リ 平成21年6月26日、第1回目の償還額〇〇〇〇円（以下、本件償還額という）が、P社保管口座から本件信託の受託者であるK社に送金された。
- ヌ その後、請求人は、平成21年8月22日、アメリカ合衆国に出国した。
- ル 請求人は、平成22年7月16日、平成21年分の所得税について、本件金員を雑所得の金額として確定申告をしたが、併せて、同日、請求人が確定申告をした本件金員の一部は、本件最高裁判決と同様に非課税所得である旨を理由として本件更正請求をした。

なお、本件最高裁判決の要旨は、次のとおりである。

本件最高裁判決の要旨

最高裁判所は、平成20年（行ヒ）第16号所得税更正処分取消請求事件に係る平成22年7月6日第三小法廷判決（民集64巻5号1277頁）において、要旨次のとおり判示した。

- 1 所得税法第9条《非課税所得》第1項柱書の規定によれば、同項第15号にいう「相続、遺贈又は個人からの贈与により取得するもの」とは、相続等により取得し又は取

得したものとみなされる財産そのものを指すのではなく、当該財産の取得によりその者に帰属する所得を指すものと解される。そして、当該財産の取得によりその者に帰属する所得とは、当該財産の取得の際における価額に相当する経済的価値にほかならず、これは相続税又は贈与税の課税対象となるものであるから、同号の趣旨は、相続税又は贈与税の課税対象となる経済的価値に対しては所得税を課さないこととして、同一の経済的価値に対する相続税又は贈与税と所得税との二重課税を排除したものであると解される。

- 2 年金払特約付きの生命保険契約に基づき、被相続人の死亡により相続人が年金の方法により支払を受ける場合の保険金とは、基本債権としての年金受給権を指し、これは、相続税法第24条《定期金に関する権利の評価》第1項所定の定期給付金契約に関する権利に当たるものと解されるから、年金の方法により支払を受ける上記保険金（年金受給権）のうち有期定期金債権に当たるものについては、同項第1号の規定により、その残存期間に応じ、その残存期間に受けるべき年金の総額に同号所定の割合を乗じて計算した金額が当該年金受給権の価額として相続税の課税対象となるが、この価額は、当該年金受給権の取得の際における時価（同法第22条）、すなわち、将来にわたって受けるべき年金の金額を被相続人死亡時の現在価値に引き直した金額の合計額に相当し、その価額と上記残存期間に受けるべき年金の総額との差額は、当該各年金の上記現在価値をそれぞれ元本とした場合の運用益の合計額に相当するものとして規定されているものと解される。したがって、これらの年金の各支給額のうち上記現在価

値に相当する部分は、相続税の課税対象となる経済的価値と同一のものということができ、所得税法第9条第1項第15号の規定により所得税の課税対象とならないものというべきである。

- 3 （訴訟当事者である）相続人は、相続人を保険金受取人とする年金払特約付きの生命保険契約を締結し、保険料を負担していた被相続人の死亡により、当該契約に基づく特約年金として、当該死亡の年から10年間にわたり、毎年、死亡日と同じ日に一定の額の金員を受け取る権利（年金受給権）を取得し、死亡日を支給日とする第1回目の特約年金の支払を受けたところ、当該年金受給権は、年金の方法により支払を受ける保険金のうちの有期定期金債権に当たり、また、当該支払を受けた特約年金は、被相続人の死亡日を支給日とする第1回目の年金であるから、その支給額と被相続人死亡時の現在価値とが一致するものと解される。そうすると、当該年金の額は、全て所得税の課税対象とならないから、これに対して所得税を課することは許されないものというべきである。

(4) 争点

本件金員のうち請求人が主張する部分は、所得税法第9条第1項第15号に規定する「相続、遺贈又は個人からの贈与により取得するもの」に該当し、非課税所得であるか否か。

請求人の主張

本件債券の贈与は、有期定期金債権の贈与に当たり最高裁判決の射程が及ぶ

(1) 本件債券の贈与は、まさしく相続税法第24条により評価される有期定期金債権の贈与に当たり、また、本件最高裁判決に関する「最高裁判決研究会」の平成22年10月22日付報告書において「同判決は、同条によって評価がなされる相続財産を直接の射程としているものと考えられる」と結論付けていることからすれば、本件債券及び本件債券に係る第1回目の償還金である本件償還額についても、本件最高裁判決の射程が及ぶとするのが相当であり、同判決の場合と同様の課税処理がなされるべきである。

(2) そして、本件償還額のうち本件債券の取得時における現在価値に相当する部分は、本件最高裁判決がいう「相続税の課税対象となる経済的価値と同一のもの」ということができ、所得税法第9条第1項第15号の規定により所得税の課税対象とならないものというべきである。そこで、請求人が本件最高裁判決と同様に本件償還額〇〇〇〇円のうち、本件債券の取得時における現在価値に相当する部分を、その取得の日の属する平成20年分における国税庁公表の基準年利率による複利現価率（0.995）を用いて計算すると、〇〇〇〇円となる。

そうすると、本件償還額との差額の〇〇〇〇円が、本件最高裁判決にいう第1回目の所得税の課税対象となる「運用益」となるから、請求人が申告した本件金員〇〇〇〇円のうち上記差額〇〇〇〇円を超える部分の金額〇〇〇〇円は、非課税所得に該当する。

なお、原処分庁が「運用益」であって非課税所得には該当しないものと主張する本件金員〇〇〇〇円は、本件債券の元本総額全体に対する運用益であり、本件最高裁判決がいう運用益には該当しない。

原処分庁の主張

本件債券は、所得税法第2条《定義》第1項第9号に規定する社債に該当

(1) 本件債券は、所得税法第2条《定義》第1項第9号に規定する社債に該当し、本件償還予定表によれば、1単位当たりの償還額2,302円のうち利息部分が第1回目の1,580.58円から順次通減する一方、元本償還部分が第1回目の721.42円から順次通増するという設計の金融商品であり、本件最高裁判決が「運用益」という概念を用いて相続時に現在価値に相当する部分(元本)とその他の部分(運用益)とに分ける必要があるとした年金払特約付きの生命保険契約とは、その設計が異なるものであるから、本件最高裁判決の射程が及ぶものではない。

(2) 本件債券は、外国法人であるM社が発行した債務証券であり、本件償還予定表のとおり償還されるものであることから所得税法上社債に該当するところ、本件債券から生じた本件償還額〇〇〇〇円は、当該償還予定表のとおり、元本〇〇〇〇円及び利息である本件金員〇〇〇〇円で構成されているから、本件債券から生じた本件金員は、利子所得に該当する。

そして、本件最高裁判決の判示からすると、「元本」部分は所得税法第9条第1項第15号の規定により所得税の課税対象とならず、「運用益」部分のみが課税対象となるものであるから、当該判決の解釈に照らしても、「運用益」部分に該当する利子部分である本件金員は、その全部が同号に規定する非課税所得には該当しない。

■ 結 論

《 裁 決 》

本件債券はM社が発行した債券であり、「社債」に該当するものと認められる

(1) 法令解釈等

イ 相続税法第22条に規定する「財産の価額」の評価方法については、評価通達において、財産評価の一般的基準が定められており、課税実務においては、同通達によって評価することが著しく不相当と認められる場合を除き、これにより定められた画一的な評価方法によって財産の時価を評価するものとしている。そして、公社債の価額の評価については、評価通達197《評価単位》において、①利付公社債、②割引発行の公社債、③元利均等償還が行われる公社債及び④転換社債型新株予約権付社債に区分してそれぞれ評価することとされ、このうち③元利均等償還が行われる公社債については、評価通達197-4において、相続税法第24条第1項第1号（有期定期金の法定評価）の規定を準用して計算した金額によって評価する旨定められている。これは、上記③の元利均等償還が行われる公社債が、債券の満期日前に元本の一部に相当する一定額（元本の償還額）を一定の償還日ごとに順次償還し、各償還日ごとの元本の償還額とその償還前の元本の残額に対応して発生する利息との合計額を均等にして償還する内容のものであるから、いわゆる年金保険契約に係る年金受給権のように、契約により、単に、ある期間定期的に金銭の給付を受けることを目的とする内容の権利たる「定期金給付契約に関する権利」に該当するものではないが、定期金給付契約に関する権利

のうち、同号に規定する有期定期金に関する権利と、ある期間定期的に金銭の給付を受けるという形態において類似するため、これと同様の方法で、相続税法第22条に規定する「財産の価額」を評価することを許容したものと解される。

ロ 本件最高裁判決は、相続人が、相続人を保険金受取人とする年金払特約付きの生命保険契約に基づく特約年金として、被相続人の死亡の年から10年間にわたり、毎年、死亡日と同じ日に一定の額の金員を受け取る権利（年金受給権）を取得し、死亡日を支給日とする第1回目の特約年金の支払を受けたという内容の事件において、相続税法第24条第1項第1号の規定に基づき計算した金額が年金受給権（定期金給付契約に関する権利）の価額として相続税（又は贈与税）の課税対象となるが、この価額は、当該年金受給権（定期金給付契約に関する権利）の取得の時における時価、すなわち将来にわたって受けるべき年金（各定期金）の金額を当該年金受給権（定期金給付契約に関する権利）の取得の時における現在価値に引き直した金額の合計額に相当し、その価額と残存期間に受けるべき年金（各定期金）の総額との差額は、当該年金（各定期金）の上記現在価値をそれぞれ元本とした場合の運用益の合計額に相当するものとして規定されているものと解されるとし、これらの年金（各定期金）の各支給額のうち上記現在価値に相当する部分は、相続税（又は贈与税）の課税対象となる経済的価値と同一のものであり、所得税法第9条第1項第15号の規定により所得税の課税対象とならないものというべきである旨判示した（上記「本件最高裁判決の要旨」参照）。

この本件最高裁判決は、上記年金受給権に基づく各年金は、当該年金受給権の取得の時における現在価値に引き直した金額と当該現在価値を元本とした場合の運用益からなるものと解している。

そして、本件最高裁判決が、所得税の課税対象としているのは、当該運用益に相当する部分であると解される。

(2) 当てはめ

イ 本件債券は、上記《基礎事実》のイないしへのとおり、父Eの信託財産を原資とし、M社が作成した本件最終合意書に基づき、額面金額100,000円、発行債券数〇〇〇〇枚、発行日を平成20年12月23日、平成57年12月23日を満期日とし、償還日を発行日の半年後から年2回（延べ74回）、元利均等の方法で償還することなどを内容として、M社が発行した債券であり、所得税法上「社債」に該当するものと認められる。

そして、本件債券は、本件最終合意書及び本件償還予定表においては、第1回目の償還から最終回の償還まで、各償還日に償還される元本の一部と、それに併せて支払われる当該各償還前の元本残高に対応して発生する利息及び元本残高等が、発行時にあらかじめ明確に区分されているものであり、それらの金額は、本件債券が元利均等償還を行うため、債券1単位当たりの償還額2,302円のうち、元本部分の金額が各償還日ごとに順次遞増する一方、利息部分の金額が順次遞減するように組成されている。

ロ ところで、私法上の契約は、私的自治ないし契約自由の原則上、契約の内容等につき、公序良俗に反したり、不当な目的を實現するために濫用されるような特別の事情がある場合を除き、当事者の自由な意思に

委ねられているところ、所得金額を算定するに当たっても、原則として、当事者の自由な意思によって成立した契約内容等を前提として、これを行うのが相当であるところ、本件債券及び本件償還額については、前記特別の事情は認められないことから、本件最終合意書及び本件償還予定表を前提に所得金額を計算すべきである。

ハ してみると、本件最高裁判決における年金受給権と本件債券とは、上記(1)のイのとおり、ある期間定期的に金銭の給付を受けるという形態は類似するものの、①当該年金受給権は「定期金給付契約に関する権利」に該当するものであるのに対し、本件債券は「社債」に該当するものであり「定期金給付契約に関する権利」には該当しないものであること、及び②当該年金受給権は元本部分と運用益部分とが区分されていないものであるのに対し、本件債券の各償還額は元本部分と利息（運用益）部分とが約定において明確に区分されているものであることからすれば、その権利の性質・内容が明らかに異なるものというべきである。

ニ そうすると、本件は、本件最高裁判決と事案を異にするものであり、本件債券及び本件償還額について、本件最高裁判決が示した当該年金受給権の解釈、すなわち、年金受給権に基づく各年金支給額のうち相続税（又は贈与税）の課税対象となる年金受給権の現在価値に相当する部分が所得税の課税対象とならないとした解釈をそのまま当てはめて、本件最高裁判決の示した課税関係と同様の課税処理をするのは相当ではない。

ホ 以上を踏まえ、本件金員の課税関係を検討すると、本件債券は、上記イのとおり、第1回目の償還日から最終回の償還日までの各元本の償還額及び各利息額等が、あらかじめ元利均等償還となるように組成され、発行時に本件償還予定表によってそれらの各金額を明示した金融商品であるから、第1回目の償還額である本件償還額に係る本件金員は、本件債券（元本）に対する利息であり、本件最高裁判決がいう運用益に相当するものであるから、非課税所得に該当しない。

ヘ 請求人は、本件債券及び本件償還額について、本件最高裁判決の射程が及ぶとするのが相当であり、同最高裁判決の場合と同様の課税処理がなされるべきである旨主張して、本件金員のうち独自に計算した金額を超える部分の金額は、非課税所得に該当する旨主張するが、本件償還額及び本件金員が所得税の課税対象となるか否かについての判断は、上記イないしホで示したとおりであるから、請求人の主張には理由がない。

(3) 本件通知処分について

以上のとおり、本件金員について非課税所得となる部分はない。なお、請求人は、本件金員を平成21年分の雑所得の金額として申告しているが、本件金員は、所得税法第23条の規定により利子所得に該当するものである。しかしながら、本件金員の所得区分を是正しても、請求人が申告した平成21年分の総所得金額及び納付すべき税額に変更はない。

したがって、本件更正請求は、国税通則法第23条《更正の請求》第1項第1号に規定する要件を満たさないから、本件更正請

求に対して原処分庁が行った本件通知処分は、適法である。

(4) その他

原処分のその他の部分については、請求人は争わず、当審判所に提出された証拠資料等によっても、これを不相当とする理由は認められない。

参照条文等

- ・所得税法（平成22年法律第6号による改正前のもの）第9条第1項第15号、
- ・相続税法（平成22年法律第6号による改正前のもの）第24条、
- ・財産評価基本通達197-4、
- ・最高裁平成22年7月6日第三小法廷判決（民集64巻5号1277頁）



消費税法改正に伴うお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のことと、お慶び申し上げます

ご高承のとおり、消費税法が改正され2019年より消費税が引き上げられることとなりました。

これにより、実施日以降の弊社サービスのご利用分については、新税率で計算された金額にてご請求させていただきますので、何とぞご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

